

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の全項目評価書の概要

## I 基本情報

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務（以下、「予防接種に関する事務」という。）の内容、各事務において使用するシステムの機能、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。この度、地方公共団体情報システム標準化の移行に向けて、記載内容の変更が発生したため、文言の追加・修正を行っている。

### 【今回の変更点】

- (1) システム1、システム4  
各システムの運用時期を明記。（P4、5）
- (2) システム7  
ガバメントクラウド上の標準準拠システム（健康管理）を追加。（P6）
- (3) 事務の内容  
事業のイメージ図に令和7年1月版を追記。（P9）

## II 特定個人情報ファイルの概要

予防接種に関する事務で取り扱う「予防接種情報ファイル※」の内容を記載しているほか、その取扱い方法等について記載している。

※ 予防接種情報ファイル…予防接種を受けた区民の接種歴、接種日を正確に行うためのファイル

### 【今回の変更点】

- (1) 3. 特定個人情報の入手・使用の「③ 入所の時期・頻度」、「④入手に係る妥当性」、「⑤本人への明示」、「⑧使用方法 情報の突合」にガバメントクラウドにおける対応を記載。（P13、14）
- (2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の「委託事項1」、「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」にガバメントクラウドにおける対応を記載。（P14、15）
- (3) 6. 特定個人情報の保管・消去の「①特定個人情報の保管場所」、「③消去方法」にガバメントクラウドにおける措置内容を追記。（P19、20）
- (4) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目にワクチン接種記録システムの運用変更に係る記載内容の変更に伴う文言を修正。（P21）

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

予防接種に関する事務における特定個人情報ファイル（II(1)～(4)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について記載している。

#### 【今回の変更点】

- (1) 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）のリスク3の入手の際の本人確認の措置の内容にガバメントクラウドへの移行について記載。（P 23）
- (2) ワクチン接種記録システムの運用変更に係る記載内容の変更を行った。（P 24、25、26）
- (3) 根拠法令の修正  
記載文中の根拠法令を個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第66条、番号法第19条へ変更。（P 29、30）
- (4) 7. 特定個人情報の保管・消去の⑤物理的対策、⑥技術的対策、リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクの内容に、ガバメントクラウド上の措置内容を追記（P 35、36、37）

### IV その他のリスク対策

予防接種に関する事務における特定個人情報ファイル（II(1)～(4)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従事者に対する教育・啓発等」の観点から記載している。

#### 【今回の変更点】

- (1) 1. 監査と3. その他のリスクにガバメントクラウド上の措置内容を追記（P 38、39）

### V 開示請求、問合せ

予防接種に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

### VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

#### 【今回の変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日  
令和5年10月25日から11月24日までの30日間で実施
- (2) 第三者点検の実施日  
令和5年11月22日から令和6年1月19日まで
- (3) 第三者点検の結果  
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等